

会派等からの質問事項【農地現状変更届出関係】

質問No.	会派名等	質問内容	回答	担当
1	輝郷会	<p>6月5日委員会資料より抜粋</p> <p>『現状変更届後の施工状況の監視指導、完了報告書提出時の内容確認、及び工事完了後の指導がしっかり行われていなかったことが、当該事案の発生を防止できなかった要因と捉えている。</p> <p>現在も調査中であり、全容の解明とともに責任の所在は明らかになるものと考えているが、農業委員会の責任は大きいものがあったと痛感している。』と答えているが、責任の所在が明らかになったのであれば、教えていただきたい。</p> <p>また、農業委員会の責任は大きいと答えているが、行政の手続き上、法的に瑕疵があったと認めるのか。あるいは、過失との認識なのか。行政の責任とは、どの様な意味合いを持ったものか。</p>	<p>責任の所在については、関係者の聞き取り調査を進めているところであり、調査結果がまとまれば、盛土農地問題のどこにどのような問題があったのかが明らかになると考えている。</p> <p>農地現状変更届については、届出主義であることから、要綱に基づき、届出内容が適切で、必要書類がそろっている場合は受理していた。</p> <p>農地現状変更届出は、農地を農地として使うことを前提とした制度であるが、届出内容の十分な確認や、施工中・完了後の適切な指導ができていなかったという部分で農業委員会の責任はあり、制度をきちんと周知できていなかったということは反省点であると考えている。</p>	農業委員会
2	輝郷会	<p>本事案の該当農地は、現状は違反転用の状態であるものと解釈するが、現時点では、先に提出された現状変更届や完了報告書の取扱いはどのようになっているのか。</p> <p>なお、転用違反の解消、あるいは是正措置として、客土により農作物が育つ状態にして、実際に収穫に至った場合には、違反転用の解消や是正が行われた状態と判断されるのか。</p> <p>あくまで、手続き上の対応としては、以前の状態に戻すこと（原状回復命令）しか選択肢がないのか。</p>	<p>盛土農地に係る農地現状変更届や完了報告書は受理しているが、対象農地は農地現状変更届に記載された状態までには至っておらず、農地とみなすことができない状態になっているため違反転用と判断したものである。</p> <p>違反転用の是正については、農地法では原状回復その他違反を是正するため必要な措置と規定されている。</p> <p>農業委員会としては、現在行っている土地所有者の方々からの聞き取りや現地確認、業者等からの聞き取り等も踏まえ、一筆ごとに農地の条件や盛土に至るまでの経緯等を考慮しながら農地性の回復に向けた方針を検討し、国・県と是正方法を協議していく。</p>	農業委員会
3	輝郷会	<p>現状変更届への対応として、届出人は、結果的には誓約書の内容に反する行為をしていたとの認識を持っているか。</p> <p>届出人等への聴き取りなどを通じて、届出人は、自らの責任だけではなく、行政にも責任があると認識をしている人が多いのではないかと推測されるが、聴き取りの実態はどうか。</p>	<p>土地所有者への聞き取りと合わせて、対象農地が農地現状変更届の記載内容や誓約書の内容に反する状態であることを説明した。この説明を受けるまで、所有者は違反状態であることを認識していなかったという回答が多かった。</p> <p>聞き取りでは、「もっと早く違反であることを指導してくれば、自分は工事を行わなかった。」など、行政の責任を問う発言があった。</p>	農業委員会
4	一関みらい	<p>市、農業委員会、排出業者、運搬業者、建設業者の責任を明確にし、真相の究明を行う必要があり、当局に第三者委員会の設置を求める。</p>	<p>盛土農地に関しては、農地法・農振法において、法令上の問題がある。</p> <p>組織としてのありようやコンプライアンスについての検討を行う第三者委員会の設置という方法も考えられるが、法律の解釈や運用をどうするかといった点については、第三者委員会の識見が及ぶものではないと考える。</p>	農業委員会
5	一関みらい	<p>石灰ずり盛土の撤去方針はどのようになるのか。</p>	<p>No. 2と同じ。</p>	農業委員会

質問No.	会派名等	質問内容	回答	担当
6	一関みらい	農地現状変更届出は必要書類が揃っていれば、全て受理されていたのか。	農地現状変更届出については、届出主義であることから、要綱に基づき、届出内容が適切で、必要書類がそろっている場合は受理していた。	農業委員会
7	一関みらい	農地現状変更届出提出後は直ちに農業委員会の現地確認をする義務はあったのか。	農地現状変更届出指導要綱第5において、「地域農業委員及び農地利用最適化推進委員は、必要に応じて現地調査などにより、施工状況の監視指導に努めるものとする。」と規定しており、現地調査は任意であり、報告を求めてこなかった。 なお、令和6年2月以降は「複数の委員による現地確認」を必須としており、確認結果について報告書の提出を求めている。	農業委員会
8	一関みらい	農業委員会の責任はどのように取るのか。	農業委員会としては、再発防止に向け業務の改善を進めており、今後は盛土農地の是正に向けた調査指導に努めていく。	農業委員会
9	清和会	8月2日の特別委員会で市長より「農地法上の違反となる事例を最初から示していなかったことが問題」との説明があったが、今回の違反転用とされた白い農地問題のほか違反となる事例とは具体的にどのようなものがあるか。	県知事の許可を受けずに農地を農地以外のものにする行為が違反転用である。 具体的には、転用許可を受けずに、建物を建てる、駐車場や資材置場に使用する、太陽光等の発電設備を設置する、門口を拡張する、植林するなどの行為が違反転用となる。	農業委員会
10	清和会	7月20日13集落向け初説明会の中で、「一番最初の（違反の）ケースで『ノー』と明確な判断を示せなかった。」と市長答弁があったが、その時期をいつと判断しているか。又、どの機関で誰に示すことが最も適切だったと判断するのか。	盛土農地について、最初に完了報告書を受理したのは平成28年11月であり、その時点で農業委員会が完了報告書に添付された写真から表土がないことに気づき、現地確認のうえ、届出人である土地所有者に対し、届出どおりの状態にするよう指導することが最も適切であったと考える。	農業委員会
11	清和会	7月17日の岩手日報報道による市職員の発言について、副市長より、「報道内容全てが当時話をしたとおりのものでないと認識している。コメントは差し控える。」と答弁しているが、市の責任信頼という観点で、事実でないのであれば報道内容の訂正等ははっきりとさせるべきと考えるがいかがか。	新聞報道における事実でない部分は次のとおり ①職員が容認していた ②「農地として認められる」と取り合わなかった ③「白い農地は合法」との判断 ④「くろ（畦畔）があるから（農地で）いいんだ」と返答 ⑤「これまでも農地として認めてきた」という説明 ⑥（白い農地は農地として認められる）判断になっていった ⑦同行した（経緯の19年夏の部分）	農業委員会
12	清和会	違反転用を是正する方法は、盛土の撤去と客土による農地としての回復が考えられるが、国・県との協議状況から方法が確定する時期の見込みは。	是正方法の確定時期は未定である。	農業委員会
13	清和会	業者の責任についても調査中との事であるが、調査結果が出る時期の見込みは。	業者からの聞き取りについては、本年2月に実施しているが、責任を明確化できる情報を得るには至っていないことから、再度の聞き取りを行っている。 調査結果がまとまる時期は未定である。	農業委員会

質問No.	会派名等	質問内容	回答	担当
14	清和会	個人の農地転用違反とはいえ、現状復旧には多額を要することとなる。市側でも責任を認めていることから、具体的な責任の取り方を示す必要があるのではないか。	農地性を回復するための費用は、違反転用を行った者が負担する。盛土農地に関しては、土地所有者など農地の管理者のほか、工事を請け負った業者及び盛土材提供者についても費用を負担することになる可能性がある。 届出内容の十分な確認や、施工中・完了後の適切な指導ができていなかったという部分で農業委員会の責任はある。農地現状変更届や完了報告書は、農地を農地として使うことを前提とした制度であるということを、きちんと周知できていなかったということは反省点であると考えている。 費用負担についての意見もあると思うが、農業委員会は農地法に基づいて農地の農業上の利用を確保することを担う機関であり、農地の維持保全に係る費用負担や経済的支援を行う機関ではない。	農業委員会
15	清和会	農家は申請から完了報告までの手続きに瑕疵が無いのではないか。	農地現状変更届や完了報告書は、農地を農地として使うことを前提とした届出制度であり、申請して許可を受ける制度ではない。 届出どおりの工事が行われていれば瑕疵はなかったが、耕作できない状態で完了報告書が提出されていることから、土地所有者の手続きに瑕疵がなかったとは言えないと考える。	農業委員会
16	清和会	農地法では転用や売買は県知事の許可が必要となるが、今回の事案について、県ではどのような取扱いになっているのか。	市及び農業委員会が現地確認において耕作できる状態にないことを確認し、農地法違反と判断して、令和6年3月8日に県に違反転用事案報告書を提出した。 県では、今回の事案を違反転用として取り扱っている。	農業委員会
17	清和会	新聞報道によると、農業委員の問題指摘に対して、市の職員は「くろがあるから、いいんだ」と回答したとあるが、副市長は「畦畔があるから農地で良い」との発言はなかったとしている。正確なのはどちらなのか。	職員からの聞き取りにより「畦畔があるから農地で良い」との発言はなかったことを確認している。	農業委員会
18	日本共産党一関市議団	当該業者の聞き取り状況はどのようになっているか。	No.13と同じ	農業委員会
19	日本共産党一関市議団	農業委員会の責任として、農振地域以外の農地について違反転用でない処理の追認は可能か。	違反転用は、農振地域の範囲には関係なく、取り扱いの違いはない。 また、違反転用に対する処分については、農地法第51条に定められており、知事等は「相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するために必要な措置」を講ずべきことを命ずることができるとされている。	農業委員会